琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係　一般重要案件(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795

物資委員会、技術委員会の設置

牛場家本右
グリーフ 貝

高方班

5.39.7

沖縄問題

(1) 沖縄援助に関する協議委員会及び技術委員会の設置

1962年3月のケネディー大統領声明による沖縄援助に関する日米間の取極については、1年有半にわたる日米折衝の結果、本年4月25日交換公文の署名を了した。

同取極により、沖縄援助に関する日米両国政府の政策調整のための「協議委員会」が東京に、援助実施のための「技術委員会」が那覇に、それぞれ設置された。

協議委員会の第1回会合は4月25日開催され、援助供与についての両委員会の運営手続を採択した。

技術委員会の第1回会合については、わが方より米側に早期開催方を申入れていたが、高等弁務官の一時帰国、技術委員会米側委員の転任、沖縄側委員たる副主席の辞任、沖縄の政情不安等のため開催が遅延していたが、漸く7月15日第1回の会合が開かれ、15、16の両日にわたり委員会自体の運営に関する事項、本年度援助の具体的実施計画等につき協議が行われた。

(2) 沖縄の政情

1962年のケネディー大統領が、「施政権者として米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を今まで以上に琉球政府に委譲できるかを検討するよう指示した」と声明して以来、現地住民の自治権拡大に対する期待は多大なものがあったが、その後の推移をみるに米側現地当局による自治権の拡大を認めらる措置は殆んど採られておらず、むしろ~~現地では~~琉球政府の自主的立法に委せて然るすべき対内的に適用される立法事項についても高等弁務官の布令によって規定されたことが多いため、恰も高等弁務官の直接統治が強化されつゝあるかの如き観を呈し、自治権の後退として政界

及一般を強く刺戟し、種々の論議を誘起するに至った。

与党たる自民党内にも、高等弁務官の最近の相次ぐ布令の公布は自治権の後退を示すものに外ならずとこれを阻止し得なかったのは主席にその熱意がなく努力しなかったためであり、主席の政治責任であるとの批判を生じ、漸次主席の退陣要求迄発展し、6月13日自民党は分裂し、同16日大田主席は辞表を提出し、続いて行政府各局長も辞表を提出し、立法府も六月初旬以来法案審議を中止して、ゆる状況で行政府も立法府も殆んど機能を停止するに至った。

上記沖縄の政情不安に関連し、野田総理府総務長官は、総理及び外務大臣と協議の上、在京米大使館エマーソン臨時代理大使を往訪し、日本政府の関心を表明し、時局収拾方に付米国政府の善処方を要望した。

其の後も沖縄の政情は安定の兆を見せず、与党が立法院議員29名中7名の少数派に転落した今日では、脱退派（11名）の協力なくしては到底時局の収拾は困難と認められるが、脱退派は民生クラブとして立法院に団体の届出をし、政綱として主席公選を打出し、自由党に復帰しない旨を声明し、高等弁務官の保守会同、後任主席指名の要請に応じないとの態度を決定して

いるため、時局収拾の見通しは全く立たないのが現状である。

高等弁務官は、現状を沖縄自民党の内紛とみて保守派の協調空気の醸成につとめつゝ事態の推移を静観する態度の如く、後任主席の任命を急ぎおらず、新主席の任命は8月1日就任の新高等弁務官の任務に持ち越されるものと考えられる。

(3) その他

以上のほか、沖縄関係で緊急処理を要する案件としは (イ) 沖縄住民に対する戦没者叙勲 (ロ) 本土、沖縄間マイクに回線の分収率の決定等の問題がある。

小笠原問題

小笠原旧島民に対する損害補償問題は、日米折衝の結果、昭和36年6月米国政府による600万ドルの見舞金支払により解決をみたが、帰島問題については、その実現の見通しは困難と考えざるを得ない。

政府は昭和36年10月及び37年2月の2回にわたり米側に対し、帰島の許可が困難ならば、島民の墓参を許可するよう要請したところ、米側は、安全保障上の理由により、墓参も許可できない旨を回答越しているが、本年5月ソ連政府が、日本人のハボマイ、シコタン両島の墓地訪問を許可した事実にかんがみ、本件墓参渡航の問題が近く再燃すること

が予想される。

親

沖縄援助に関する技術委員会
開催の件（経緯）　　昭和39. 7. 2
アメリカ局北米課

1. 沖縄援助に関する日米間の交換公文が4月25日締結されるや、協議委員会は同日直ちに開催されたが、技術委員会もなるべく早期に開催したいとのわが方希望を南連所長よりしばしば民政府に申し入れ、第1回会合の議題案も提示しておいた。

その間外務省においても、側面から援助する趣旨で、在京米大使館に早期開催方申し入れていた。

しかし、高等弁務官の一時帰国、米国代表の転任、琉球側代表（副主席）の辞表提出、等の事情もあつて、米側よりは一向に反応がなかつた。

2. 6月25日総務長官より、文書により、技術委員会の早期開催方、外務省より正式に申し入れありたいとの依頼あり、直ちに大使館に申し入れた。

3. 6月30日ブランズ書記官が、沖縄と連絡の結果をもつて来訪し、技術委員会の議題についての米側の対案について説明し、もし米側対案に日本側が同意すれば、同意があつた日から10日以内に、技術委員会を開催する用意があると述べた。

4. 6月30日前記米大使館との会談及び米側提案を特連局に説明、同局で検討方を依頼しておいたところ、7月1日同意の旨回答があつたので、同日米大使館に対し、わが方は、米側案に同意の旨伝えるとともに、7月8日または9日に第1回会合を開催したい旨申し入れた。

5. 目下、大使館が民政府側と連絡中であり、近日中に回答がある筈であるので、技術委員会の早期開催の見通しは明るくなつた。